

第3回 和歌山県河川整備審議会会議録

日 時：平成27年11月10日(火) 13時30分～

場 所：和歌山県民文化会館 3階 特設会議室

○事務局より挨拶

○委員の紹介

○会議録署名委員の指名

○議長 それでは4. 議事(1)の二級河川富田川水系河川整備基本方針(素案)について、県から説明をお願いいたします。

○県 説明に入ります前に資料の取り扱いについてご審議いただきたいと思っております。本配布しております資料の中で、資料1-5及び資料1-7から貴重種の位置情報を含む該当ページを抜き出した資料1-5-2及び資料1-7-2につきまして、運営規定第2条第4項の規定に基づいて非公開とさせていただきたいと思っておりますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま説明のありました資料1-5-2及び資料1-7-2を、貴重種の位置情報に関する資料ではありますが、非公開とすることについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。ご異議がないので非公開といたしますのでよろしくをお願いいたします。

それでは引き続き説明をお願いいたします。

○県 それでは前方のスクリーンで説明をさせていただきます。もし見づらいかございましたら、資料1-8として資料の中にも付けておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

本日、二級河川富田川水系河川整備基本方針(素案)についてご説明をさせていただきます。まず目次の構成を載せておりますが、この中で青のアンダーラインで引いた部分、流域及び河川の概要と河川の整備の基本となる事項のうち基本高水に関する部分につきましては、第1回の審議会でご説明を差し上げております。赤のアンダーラインで引いてある部分につきまして、第2回の審議会でご説明をさせていただいたところでございます。

このうち、赤字になっております河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のうち、「②洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「④河川環境の整備と保全に関する事項」、「⑤河川の維持管理に関する事項」につきまして前回の審議会でご意見をいただきましたので、そのご意見を受けて今回対応させていただいた内容に

ついてご説明を差し上げたいと思っております。

さきほどの3項目のうち、順序を少し入れ替えさせていただいて、全般に関わる事項となります「④河川環境の整備と保全に関する事項」について、まず最初にご説明させていただきます。

こちらが前回の審議会でご説明をさせていただいた素案における記載でございます。2つめの黒四角のところ、「オオウナギの生息場として確認されている大井堰・血深井堰周辺の淵では、整備をするにあたり、可能な限り淵の維持・復元に努める」という形でご説明を差し上げておりました。

こちらにつきましてご意見とその対応ということでまとめさせていただいております。左側に記載しておりますのが頂いたご意見ということで、「富田川は「オオウナギの生息地」として河口から18km上流まで国の天然記念物として指定されているため、河川掘削や堤防整備が可能なかどうか。文化庁と話を進めずにやると、たちまち工事差し止めになってしまう、そういう非常に難しい川であるということをもっと認識して進めなければならないのではないか。おそらく淵だけの保全だけでは済まないだろうから、慎重に話しを進めていかないと。」「河川自身が天然記念物であるため、それに手を入れるということは、当然のことながら文化庁との事前のそういう天然記念物指定に関わる取り扱いを協議しないといけない。」「河川工事をやることと天然記念物や環境への影響など、もう少し踏み込んだ基本方針にして頂きたい。」というようなご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、今回の河川整備基本方針また今後策定を進めてまいります河川整備計画につきまして文化庁と事前に協議を行っております、文化庁からのご意見につきましては「整備にあたっては、事前の環境調査及びモニタリングを実施すること。」「河川整備計画を策定する際には、低水部の掘削についてオオウナギの専門家の意見を踏まえた保全措置を検討すること。」といったようなご意見をいただいております。こういった文化庁との協議を踏まえ、基本方針における記載について修正をさせていただきたいと考えております。修正内容についてはその下に記載しておりますが、「特に、中流域から下流域については国指定天然記念物である「オオウナギ生息地」に指定されていることから、整備にあたってはオオウナギ及びその生息環境に配慮し、可能な限り瀬・淵の連続構造等の河川環境の維持・復元に努める。また、河道工事においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代替措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。なお、河川環境に関する事前調査やモニタリ

ングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。」、こういった内容で修正をさせていただきたいと思っております。また、この修正内容につきましては文化庁とも協議をさせていただいたところでございます。

続きまして「②洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」について、いただいたご意見とその対応をご説明させていただきたいと思っております。

こちらが前回の審議会においてご説明差し上げた内容ということで、「災害発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、年超過確率 1/60 の規模の降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、自然環境を考慮しつつ、築堤および河道の掘削による整備を進める。」とご説明をしておりました。

そちらにつきまして、まずいただいたご意見でございますが、「河床掘削は断面から見ても、相当な掘削量になり、河川環境に与える影響も大きいと思われるため、引堤できるところは引堤も検討すべき。また、基本方針にはそのようなことを見越した形で書くべきなのではないか。」「河道掘削、堤防嵩上げ、河道拡幅のどれか1つというような限定の仕方ではなくて、組み合わせていくべき。」「基本方針の段階では、引堤は一切だめというような硬直したことにならないように、もう少し幅を持たせた書き方にして頂きたい。」と、こういったご意見をいただいております。

こちらにつきまして、県の方といたしましても今後整備計画の中で具体の整備内容を定めていくにあたって、また柔軟に対応できるように本文についても修正を行いたいと考えておまして、「自然環境に配慮しながら築堤および河道の掘削等による整備を進める。」という形で、もう少し柔軟に対応できるようにさせていただきたいと考えております。

また洪水処理の方式につきまして、前回の審議会では河床掘削の案が有利ということでご説明をさせていただいておりますが、いただいたご意見であるとか、文化庁からのご意見等を踏まえて、河道の掘削の仕方やさまざまな組み合わせの仕方等の検討をしておまして、そちらにつきまして少しご説明させていただきたいと考えております。

こちらが前回の審議会でご説明をさせていただいた内容ということで、「河床掘削」、「河道拡幅」、「堤防嵩上げ」、あと「ダム新設案」という形で比較をしたものをご説明しておりました。この中で「河床掘削」についてはかなり割り切った考え方で検討を進めておりましたが、この「河床掘削」の仕方とかをもう少し環境に配慮するという事も踏まえて検討いたしました内容をご説明させていただきます。

検討いたしました内容としましては、洪水処理の方式として複合案ということで検討し

ております。まず「河床掘削」につきまして、できるだけみお筋を守るということも含めて断面を出来る限り確保するという形で、まず「高水敷切下」という形で考えております。こうすることによりまして、瀬・淵の保全だとか、現状の礫河原の保全だとか、あとは河川敷におきましても適切な頻度の冠水により樹木の繁茂も抑制されるだとか、そういったメリットも考えられるのではないかとということで、まずは出来る限り「高水敷切下」をするということを検討いたしました。ただ、「高水敷切下」案単独でいきますと、十分な河積が確保されないため、さらに何らかの対応が必要ということで、「高水敷切下」に組み合わせ、さらに「河床スライドダウン」、「河道拡幅」、「堤防嵩上げ」の3つの組み合わせの複合案を検討しております。

具体的には「高水敷切下プラス河床スライドダウン」につきましては既往計画から計画高水位だとか堤防の法線等の変更はないということになりますが、高水敷および河床の掘削が全川にわたり必要になるということ、橋梁の架け替え等については生じないということになっております。具体の横断のイメージを載せておりますが、まずこういった高水敷をできるだけ切り下げ、その上でまだ足りない部分はこういった河床の部分を現状の形状をそのままスライドダウン、下げてあげるということで、これまで河床掘削というと真っ直ぐ掘削するというようなイメージで検討してはいたしましたが、現状の河床の形状をそのまま残すような形で掘削するというような案を考えております。この方式で概算事業費をはじめますと、約164億円程度必要だということになります。

続きまして「高水敷切下プラス河道拡幅」につきましても計画高水位の変更はございませんが、地形や背後地の土地利用等を踏まえて引堤をするということになりますので、用地の買収や家屋の移転など社会的な影響が発生するということになります。また橋梁の架け替え等も発生することになります。そういった関係もございまして、全体の概算事業費としましては約544億円程度になります。

続きまして「高水敷切下プラス堤防嵩上げ」という形で対応する案でございます。こちらにつきましては既往計画から計画高水位を変更して少し上げる必要があり、その関係もございまして橋梁の架け替え等が必要になってくると考えられます。具体的にはこういう既設の橋梁については、計画高水位を少し上げてやると桁下がかかってしまうため、そういうところについては橋梁の架け替えが必要となります。また、河川の計画高水位が上がるということは、仮に堤防が決壊したときの氾濫のポテンシャルであるとか、河川の水位が高くなることで周りからの水の流れ込みがしにくくなることで内水氾濫の被害のポテン

シャルも高まるというようなことが懸念されます。さきほども申し上げましたとおり橋梁の架け替え等が発生しますので、概算事業費として約 218 億円ということで、「高水敷切下プラス河床スライドダウン」よりも事業費は少し高くなっております。

こちらが以上のことを一覧でまとめてあります。事業費の面、環境的な面、あと治水上の効果等々を勘案いたしますと、一番最初に申し上げました「高水敷切下プラス河床スライドダウン」という案が最も有利であろうと考えております。

また河道掘削にあたっては、さきほども申し上げましたように瀬と淵の保全やみお筋の確保などをすると共に、みお筋の掘削をするにあたっては段階的に実施することで、一気に環境の改変をさせるのではなくて、生息場所を確保した上で改変をしていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、今回の基本方針では具体の整備内容まで定める訳ではございません。前回もご指摘いただきましたように、今後具体の整備内容を定めていく中で、より場所場所に応じた適切な工法を検討していく必要があるということで、現状は河道の掘削というものが最も有利であろうと考えておりますが、それでも現地の状況等踏まえて柔軟に対応していくということについては変わりないと考えておりますので、さきほど申し上げました通り基本方針における記載については柔軟性を持たせた形で記載させていただきたいと考えております。

続きまして「⑤河川の維持管理に関する事項」についてご説明をさせていただきます。こちらが前回ご説明させていただいた内容でございまして、「河川の維持管理に関しては「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹林については、その治水及び環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、外来種が確認されていることから、経過監視に努める。」、こういった形でご説明をさせていただいておりました。

こちらにつきましてもいただいたご意見ですが、「この地域は深層崩壊が大変危険な地域であるので、流域の土砂動態を把握するというようなことを基本方針の中に位置づけられるのかということも考えないといけない。」「深層崩壊の恐れが高いところであれば、深層崩壊というようなことも含めた土砂動態について記述していただきたい。」「河道の維持管理について、河道改修した影響についても検討しておくべき。」というようなご意見をいただいております。

ご意見を踏まえまして、本文の方に追記をさせていただきたいと考えております。赤字の部分が追記をした部分でございます。「河床変動等にも留意をしながら適切な管理に努める」ということと、最後の部分に「なお、深層崩壊等による大規模な土砂流入が発生する可能性の高い地域特性を踏まえ、関係機関と連携のもと、流域における土砂移動に関する動向把握に努め、安定した河道の維持に努める。」というようなことを記載したいと考えております。

補足でございますが、まず平成 23 年台風 12 号時の大規模崩壊について説明させていただきます。右側の図で記載しておりますのが、富田川流域で平成 23 年の台風 12 号の時に大規模崩壊が発生した箇所ということで、赤い丸がついているところが大規模崩壊地ということで、富田川流域でも大規模な崩壊が起こっているというようなことでございます。こちらに対する対応といたしまして、県では 11 万 m³の土砂の撤去を実施しております。また、その他でございますが、堆積土砂の撤去を目的といたしまして上富田町により砂利の採取を実施しているというような状況でございます。

続きまして河床変動の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては各断面の平均河床高を年代ごとで縦断的に整理をしたものでございます。一番古いところで見ますと昭和 43 年から、一番新しいところで平成 24 年になりますが、富田川流域全体で見ますと大きな河床の変動は見られないのではないかと考えております。

続きまして断面ごとに横断形状の経年変化を見たものでございます。昭和から比べますと少し変動しているところは見受けられますが、平成以降大きな変動は見られないのではないかと考えております。

続きまして今後河床の変動はどういった形で進んでいくのかということで、さきほど申し上げました河道を整備した後の河道を初期の河道として、そのあと河道が約 10 年間ほどのくらい変動するのかという予測計算を行っております。おおむね 10 年間の予測計算を行いまして、その結果ほとんどの地点で上下 40cm 未満の変動幅ということで、基本的に河床は安定するのではないかと考えているところでございます。

少し駆け足になりましたが、前回いただいたご意見に対する対応をご説明させていただきました。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま主に 3 項目についてのご説明があったかと思っております。スライドで言いますと「洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減」、
「河川環境の整備と保全」、それから「河川の維持管理」というところでありましたが、ど

こちらでも結構ですのでご質問なりご討議をお願いいたします。

私の方から一つお聞きしたいのですが、スライドで言いますと 18 ページで、「高水敷切下プラス河床スライドダウン」という案を赤枠で囲ってあり、これが最優先されるかのように見えるのですが、さきほどの説明では「自然環境に配慮しながら築堤及び河道の掘削等」という形に修正されたということですが、その「等」という 1 字が加わったことと「配慮しながら」という言葉が加わったことと、その赤枠の重みが少し食い違っている、マッチしていないかなと感じるのですがどうでしょうか。基本方針ですので、あまり細かいことをずらずら書くわけではないということはよく承知しているのですが、スライドで言うと 19 ページで、水色の四角囲いのところが最終的な結論になっているのかなと思います。それをどこか基本方針の本文中にもう少し強く書き込めないかなという気がしたのですがいかがでしょうか。

○委員 賛成です。

○議長 せっかく河床のスライドダウンという方式を出されたのですから、そのへんも含めて、あるいはもう少し本当に柔軟になっているということが強く出る方が良いかなと思うのですがいかがでしょうか。

○県 まず、18 ページの一覧表の意味ですが、決してこれで決めますよというつもりではございません。ただ、例えば基本方針があくまで方向性を定めるものだとはいえ、その方向性があまり食い違う方向にっていないかというところを確認するために、特に今回の場合であれば全ての区間を「高水敷切下げプラス河床スライドダウン」や「高水敷切下げプラス河道拡幅」などの形でどちらかというところを概略的に検討し、どれが一番有利なのかということと比較してみたと。ただ当然、一律で全ての区間をこういう形でそれぞれの案で検討してみたので、場合によってはさらに詳細に検討してみて、例えばこの区間であれば河道を拡幅した方が有利かもしれないということも出てくるかもしれない。そこは基本的には具体の整備内容を定める整備計画の中でしっかりと議論をしていけば良いのかなということで、その柔軟性を残しておくために基本方針には「等」を入れさせていただいております。少し説明が言葉足らずだったかと思いますが、そちらについてそういったことで考えております。

先ほどありました河道掘削時の配慮事項について、今回どちらかというところと最初にご説明いたしました「河川環境の整備と保全に関する事項」においては内容をかなり踏み込んで書かせていただいたところなのですが、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は

軽減に関する事項」においては少しさらっとした書き方になっております。ここで書いている内容も、特に念頭にオオウナギの話もあったので文化庁とも話をしながら「環境の整備と保全に関する事項」のところは少し踏み込んで書こうということで、そちらの方に少し力を入れて書かせていただいたので、こちらの方はどちらかというときさらっとした書き方になっております。おそらくかなり重なる部分が出てくると思いますが、もう少しその「自然環境に配慮しながら」という部分に肉付けをして記載してみようと思いますので、こちらの表現についてご相談をさせていただければと考えております。

○議長　そうですか。ぜひもう少しというか、あと一步というか、そういう気がするものですから。最初の河川環境のところでは文化庁ともすでに協議をされているということで大幅な文章の修正を加えておられますので、そこは非常によく読み取れると思うのですが、後のそれを実際に工事というものに持っていった時のやり方にもう少し強くそれが反映できれば、と思った次第です。

それでは、その点についてはさらにご検討いただけるということですので、また次回の審議会ということになるのでしょうか。

○県　もしここだけでございましたら、一度修正した案を委員の方々に個別にご相談させていただきたいと。

○議長　分かりました。軽微な修正ということですからね。

○委員　いいですか。

○議長　はい。

○委員　議長と事務局の間のやりとりで趣旨は非常によく理解できたところですが、やはり具体は整備計画の方でというお話になってくるが、たぶん議長は、私もそうなのですが、もう少し基本方針のこの部分に柔軟性をもって色々検討していくなどを反映できればと。

あと1点あるのは、関連資料の方で見ましたら、計画河床高と現況河床高とはかなり乖離しているので相当な掘削量になってくる。そうすると、普通下流からどんどん進んでいくのだらうと思いますが、相当長い時間かかると思われまますので、スライドダウンしてもその形が維持できるかどうかという非常に困難な部分もあると思います。それを踏まえて例えば河道地形の維持に関して最新の地形を取り入れたり、単純なスライドダウンではなく、その時に応じた最新の知見や方法を取り入れながらやっていくというような話を盛り込むのかなと思って聞いていたのですけれども、事務局の方でお考えいただけるということですので、そのようなことをご検討いただければと思います。以上です。

○議長 それでは今の委員のご意見も踏まえてさらに検討をお願いしたいと思います。
他にいかがでしょうか。

この審議会としての最終的な成果物というのは頂いている資料の中で資料1-1ということになるのでしょうか。これが成果物で、あとは附属資料が後ろについていくわけですか。

○県 法的に定めなければならないと言われているものが、資料1-1に当たるものでございます。審議会ではこちらの内容についてご審議いただいていると。ただその後ろの資料1-3から1-7までについては、資料1-1の策定にあたり、中身をご説明させていただくにあたっての参考資料という位置づけになります。

○議長 はい。どうぞ。

○委員 今日説明されたところではなしに、資料1-1の最初のところの文章が少し気になるのでお聞きしたいのですが、ここをお話すると今の議事からずれてしまうのですがよろしいですか。

○議長 はい。

○委員 資料1-1の「流域の概要」の2つ目のパラグラフである富田川流域の地形については、これを読んでも全く理解できない。資料1-3の3ページに地図が入っていますのでよく分かるだろうと思うのですが、「源流は北東側に非常に高い山地、果無山脈が連なり」、その次に「一段低く富田川を囲むように標高200mから500mの中起伏山地と日置川水系に接する千丈・塩津山地が富田川の支谷を形成している」と。これは、源流が果無山脈で非常に高く、中流の支流のところは山地の標高が低くなっているということを言いたいと思っているのですが、これをそのまま読むと、この2つの標高が低くなった山地が富田川の支谷を形成している、ということになってしまう。要するに、北の会津川と南の日置川との分水界が中流のところでは低くなっている、低い山地が分水界になっている。そして、下から3行目のところには「鮎川から下流には標高200m以下の富田川下流丘陵が分布し」、これは一番下流のところでは白浜と日置川の谷との分水界が非常に低い、そういう丘陵が分水界になっているということを言いたいのだろうと思います。

さらにもう1つ、上から4行目のところに「富田川沿いには富田低位山地が分布し」とありますが、こんなものは無いです。富田川沿いの支流から流れてくるようなところでは山地の高度が低くなっていると、そういうことを言ってるのだろうと思います。そして、「栗栖川の付近では河岸段丘が発達している」とあるのですが、この富田川沿いには上流

では谷底平野がほとんど発達していない、むしろ無いです。栗栖川付近に盆地が少しあるだけで、ほとんど平地のない、そういう河川です。そして、下から3行目には「富田川沿いに狭長な谷底平野からなる富田川低地を形成している」とありますが、ここはこれだけ大きい川なのだけれども幅2kmもないくらいの非常に狭い、下流の沖積平野がほとんどないということ表現すべきなのですが、読んでみるとよく分からないから、もう少し明快にしないと。要するに富田川は谷底平野が非常に狭いから、氾濫したら非常に制御するのが難しい川なのだということをごここで言わないといけないと思っているが、いずれにしろこの文章では訳が分からないのではないかな、という気がします。

○県 そうですね、修正についてまたご相談をさせていただければと思います。ここはどちらかというと、その現状を述べているところで、表現の問題だと思いますので、またご相談をさせていただいて対応させていただければと思っております。

○議長 言葉で形状を説明するのはなかなか難しいと思います。先生の言うご意見を聞いていただいて修正をしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

オオウナギに関することはこれぐらいの記述でよろしいでしょうか。文化庁とも協議されているということなので、それなりに修正しているかと思いますが。

○委員 現場の工事の問題だろうと思うので。

○議長 そうですね。実際に整備計画になったときに実際どこはどうするのかということや掘削量なんかも出てくると思いますので、その時が一番大事だろうと思います。今は全体的な方針を示す段階ですので、あまり細々したことまで書き込むわけにはいかないという事情もありますので、これぐらいの表現でよろしければこれで良いということにしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それではご意見はだいたい出たようでありますので、若干修正が必要だろうということなのですが、何回も審議会を開くのも大変ですので、修正案を県の方で作成していただいて、それを各委員に配っていただいて、また意見を個別に聴取していただいて最終的なものにするということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員 そうですね。1点だけいいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 地形の話が出たので、地質のところをもう一度見直してみたのですがけれども表現

が少しおかしいところがあって、ここは資料1-1の10行目からと、資料1-3の4ページに地質が出ています。それで、地質図の凡例では、四万十帯というのがあって、その下が堆積岩類になっているのですが、これが田辺層群なんです。本文では、「四万十帯で、砂岩と泥岩の互層ならびに礫岩により構成されている」と、それで「上流域には音無川層群、中流域には牟婁層群が東西方向に帯状にみられる。また、下流域には堆積岩類が分布している」とあるのですけれども、結局、泥岩も砂岩も礫岩も堆積岩類ですから、全部堆積岩類なんです。それで、なぜ違和感があったかと言うと、下流域は堆積岩類が分布しているということですが、実際に地質図を見ると Tm と Ta があって、これが堆積岩類の泥岩と砂岩・泥岩となっているのですけれども、これがいわゆる田辺層群に相当するんです。だからそういった書き方が良いと思います。堆積岩類というものよりも、この地域には四万十帯の牟婁層群・音無川層群と、それから田辺層群の堆積岩という、そういう言い方をした方が良いでしょう。

それで、その中のそれぞれの層群の岩石名としては、例えば牟婁層群では泥岩、砂岩、礫岩などが分布しているし、音無川層群でも泥岩、砂岩などといったもので出来ていて、またここでは堆積岩類となっていますが、田辺層群の中にも色んな岩石があって、これは Tm と Ta で、Tm は泥岩に、Ta は砂岩・泥岩に相当します。だから、何がおかしかったかと言うと、この地域の地質の分け方としては四万十層群と田辺層群というのがあり、その次に四万十層群には牟婁層群と音無川層群があって岩石名は何かと、田辺層群ではどんな岩石が分布しているのかと、そういう言い方をしたらどうかと思います。資料1-3が違っているので資料1-1もそれを参考に書いていますから、資料1-1の1ページの地質のところでも「流域の地質は四万十帯で」と「下流域には堆積岩類が分布している」となっておりますが、そこは今言ったところだと思います。良いですか。

○ 県 ご指摘を踏まえて修正させていただきます。

○ 議長 どうもありがとうございました。

○ 委員 もう1点だけいいですか。

○ 議長 もう1点、はい。

○ 委員 すいません。今の地形とか地質のように本文に関わることではないのですが、さきほどこの検討資料は要するに法的にはあまり意味を持たないというようなお話だったので、拝見してますといくつか間違いではないのかなと思われるところがあります。それは本文にはダイレクトに影響していないので、今日はここでは申し上げませんが、

そういうのはどこかで指摘しておいたほうがよろしいですか。

○県 よろしければご指摘いただければ対応させていただきます。

○委員 これが検討資料として残っていったって、そのまま一般の閲覧資料になるということであれば、誤りと思われるようなところは確認しておいた方が良いと思いますが。

○県 当然こちらについても、非公表の資料ではございませんので、ご指摘いただいたら対応させていただきたいと思います。

○委員 分かりました。

○議長 それではその点は事務局のほうに。

○委員 はい、連絡をします。

○議長 ありがとうございます。県の方で修正案を作っていて、また皆様の方にお送りしていただくということにしたいと思います。お送りしていただいて最終的には私の方で判断して、これで素案にするということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

続きまして議事の4.(2)その他について県から説明をお願いいたします。

○県 それではその他といたしましてご報告でございます。資料2として付けさせていただいておりますが二級河川有田川水系河川整備計画です。こちらの方が10月21日付けで国の方の同意を得ましたので、本日付けの県報で公告をさせていただいております。こちらにつきましては主に河川整備計画部会でご審議いただいて、今年の6月25日付けで河川整備審議会から答申をいただいた内容から変更は無く、その形で国から同意を得られましたということでご報告させていただきます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

その他、全体を通じて何かご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして議事を終了することにいたします。

限られた時間内での審議でしたので、後日お気づきになった点は事務局の県の方までお知らせ下さるようお願いいたします。それではここで進行を司会にお返しいたします。

○司会 ありがとうございます。本日は多くのご意見をいただき、誠にありがとうございます。本会でご審議いただくことは以上となります。本日は出席いただき、誠にありがとうございました。

(閉 会)